



## 注意事項

- 1 恩給法又は旧法が適用され若しくは準用され、組合員期間に通算することとされている期間を有する者で、初めて長期組合員となったものについて
  - (1) 組合員期間に通算することとされている当該期間について記入してください。
  - (2) 当該期間について任命権者が証明した履歴書その他必要な書類を添えて提出してください。
  
- 2 地方の長期組合員であった者で国の長期組合員となったもの（引き続き国の長期組合員となったものを除く。注参照）について
  - (1) 当該地方の長期組合員であった期間について記入してください。
  - (2) 当該地方の長期組合員であった期間について履歴書を添える必要はありません。

**注** 地方の長期組合員であった者で引き続き国の長期組合員となったものについては、この前歴報告書は必要ありませんが、別に定める「組合員転出転入届書」により転入の届け出をしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。